

昭和三十七年政令第四十四号

原子力損害の賠償に関する法律施行令

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（原子炉の運転等）

第一条

原子力損害の賠償に関する法律

（以下「

法」という。）

第二条第一項

に規定する政令で定めるものは、次の行為（第一号から第五号までに掲げる行為については、それぞれ、当該行為が行われる工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。以下同じ。）において当該行為に付随してする第六号イからハまでに掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）とする。

一 原子炉の運転

二 次に掲げる核燃料物質の加工

イ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が天然の比率を超え百分の五に達しないウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が二百グラム以上のもの

ロ ウラン二三五及びウラン二三八に対するウラン二三五の比率が百分の五以上のウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてウラン二三五の量が八百グラム以上のもの

ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつてプルトニウムの量が五百グラム以上のもの

三 再処理

四 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質の使用

四の二 使用済燃料の貯蔵

五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

（昭和三十一年法律第百六十六号。次号において「規制法」という。）第五十一条の二第一項第三号に規定する廃棄物埋設及び廃棄物

管理（以下それぞれ「廃棄物埋設」及び「廃棄物管理」という。）

六 前各号に掲げる行為が行われる工場又は事業所の外においてそれぞれ当該行為に付随してする次に掲げる物の運搬、貯蔵又は廃棄（前各号に掲げる行為が行われる他の原子力事業者の工場又は事業所において当該他の原子力事業者がそれぞれ当該行為に付随してするものに該当する場合におけるものを除く。）

イ 第二号イからハまでに掲げる核燃料物質

ロ 規制法第二条第十項に規定する使用済燃料

ハ 核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）

（賠償措置額）

第二条

第七条第一項

に規定する政令で定める原子炉の運転等は次の表の各号に規定する原子炉の運転等とし、当該原子炉の運転等について同項に規定する政令で定める金額は当該原子炉の運転等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。ただし、同一の工場又は事業所に係る原子炉の運転等が同表の第一号から第十七号までの各号の二以上の号に該当するときは、当該原子炉の運転等に係る当該金額は、その最も大きい金額とする。

一	熱出力が一万キロワットを超え原子炉千の運転（当該原子炉の運転に付随してする前条第六号イからハまでに掲げる物（以下「核燃料物質等」という。）の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（次号又は第三号のいずれかに該当するものを除く。）を含む。）	円億
二	前号に規定する原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（当該原子炉の運転をやめ、十取、当該原子炉の炉心から核燃料物質を取り出した後にするものに限る。次号イ及び第五号イにおいて同じ。）（次号に該当するものを除く。）	円億
三	第一号に規定する原子炉の運転に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該原子	円億
四	炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄	円億
五	熱出力が百キロワットを超え一萬キロワット以下の原子炉の運転（当該原子炉の百の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（次号に該当するものを除く。）を含む。）	円億
六	熱出力が百キロワット以下の原子炉の運搬（当該原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄）	円億
七	前条第二号イに掲げる核燃料物質の加工（当該加工に付随してする核燃料物質等の当該加工が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	円億
八	前条第二号ロ又はハに掲げる核燃料物質の加工（当該加工に付随してする核燃料物質等の当該加工が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	円億
九	再処理（当該再処理に付随してする核燃料物質等の当該再処理が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	円億
十	前条第二号イに掲げる核燃料物質の使用（第一号、第四号、第六号、第七号又は前十号のいずれかに該当するものを除くもの億とし、当該核燃料物質の使用に付随してする核燃料物質等の当該核燃料物質の使用が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	円億
十一	前条第二号ロ又はハに掲げる核燃料物質の使用（第一号、第四号、第六号、第八号又は第九号のいずれかに該当するもの億を除く。次号において同じ。）（当該核燃料物質の使用に付随してする核燃料物質等の当該核燃料物質の使用が行われる工	円億
十二	場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（次号に該当するものを除く。）を含む。）	円億
十三	前号に規定する核燃料物質の使用に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該核燃料物質の使用が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（当該核燃料物質の使用をやめた後にするものに限る。）	円億
十四	使用済燃料の貯蔵（第一号、第二号、第三号、第六号又は第九号から第十一号までのいずれかに該当するものを除くもの億とし、当該使用済燃料の貯蔵に付随してする核燃料物質等の当該使用済燃料の貯蔵が行われる事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）	円億
十五	廃棄物埋設（前各号又は次号のいずれかに該当するものを除くもの億とし、当該廃棄物埋設に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物埋設が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	円億
十六	前条第六号ロに掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固化した物に係る廃棄物管理（第九号又は第十号のいずれかに該当するものを除くもの億とし、当該廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物管理が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	円億
十七	前条第六号ロに掲げる物を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固化した物に係る廃棄物管理（第九号又は第十号のいずれかに該当するものを除くもの億とし、当該廃棄物管理に付随してする核燃料物質等の当該廃棄物管理が行われる事業所における運搬又は廃棄を含む。）	円億
十八	原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵又は廃棄物埋設若しくは廃棄物管理に付随してする	円億

の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に文部科学大臣が貸付けに係る事務を行わせる場合における

法 第四章の二第二節の規定の適用については、

法 第十七条の三第一項

中「政府に」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構を経由して政府に」と、

同条第二項

中「文部科学大臣」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構を経由して文部科学大臣」と、

同条第三項

中「原子力事業者」とあるのは「原子力事業者及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構」と、

法 第十七条の五

中「文部科学大臣」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構を経由して文部科学大臣」と、

法 第十七条の六第二項

中「文部科学大臣」とあるのは「原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び文部科学大臣」とする。

2 前項に規定する場合における前条の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「政府」とあるのは、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」とする。

法 第七條

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構に貸付けに係る事務を行わせる場合の公示の方法)

法 第十七條の八第二項

の規定による公示は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を行わせることとした事務の範囲及び当該事務を行わせる期間を官報に掲載してするものとする。

法 第十八條の二

に規定する政令で定める理由は、和解の仲介によつては申立てに係る原子力損害の賠償に関する紛争が解決される見込みがないこととする。

法 第九條

第九條

法 第四條第一項 附則 規定する政令で定める災害補償給付は、次に掲げる給付とする。

一 国家公務員災害補償法

(昭和二十六年法律第九十一号)の規定による給付

二 船員保険法

(昭和十四年法律第七十三号)の規定による給付であつて職務上の事由によるもの

附則 抄 この政令は、

1 この政令は、

1 施行の日(昭和三十七年三月十五日)から施行する。

附則 (昭和四〇年一月一日政令第三四八号)

この政令は、昭和四十年十一月十日から施行する。

附則 (昭和四六年九月三〇日政令第三二二号)

この政令は、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十三号)の施行の日(昭和四十六年十月一日)から施行する。

附則 (昭和五四年一月一六日政令第二八〇号) 抄

1 この政令は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十四号)の施行の日(昭和五十五年一月一日)から施行する。

附則 (昭和六一年三月二八日政令第五三三号) 抄

第一條 (昭和六一年三月二八日政令第五三三号) 抄

第一條 (昭和六一年三月二八日政令第五三三号) 抄

附則 (昭和六一年一月二二日政令第三四八号)

この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七十三号)の施行の日(昭和六十一年十一月二十六日)から施行する。

附則 (昭和六三年九月二七日政令第二八一号) 抄

第一條 (昭和六三年九月二七日政令第二八一号) 抄

(施行期日) 第一條 この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日(昭和六十三年十一月二十六日)から施行する。

附則 (平成元年一月二七日政令第三〇六号)

この政令は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(平成元年法律第二十一号)の施行の日(平成二年一月一日)から施行する。

附則 (平成二一年二月一七日政令第四〇六号)

この政令は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十七号)の施行の日(平成十二年一月一日)から施行する。ただし、第一條中原子力損害の賠償に関する法律施行令第一條の改正規定、同令第二條の表第八号の次に一号を加える改正規定、同表第十号の改正規定(「使用済燃料」を「前條第六号に掲げる物」に改める部分に限る。)、同表第十二号の改正規定(「核燃料物質の使用」の下に「使用済燃料の貯蔵」を加える部分に限る。)、同表第十三号の次に二号を加える部分に限る。)、同表第十三号の次に二号を加える改正規定及び同表第十四号の改正規定(「核燃料物質の使用」の下に「使用済燃料の貯蔵」を加える部分に限る。)並びに第二條の規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十五号)附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日(平成十二年六月十六日)から施行する。

附則 (平成一九年二月一九日政令第三七九号)

この政令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。

附則 (平成二一年八月七日政令第二〇一号)

この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則 (平成二四年九月一四日政令第二三五号) 抄

第一條 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三條 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二五年六月二六日政令第一九一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、設置法附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年七月八日)から施行する。

附則 (平成三〇年一月二二日政令第三三五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年二月二五日政令第二〇六号)

この政令は、令和二年一月一日から施行する。

附則 (令和元年二月二五日政令第二〇六号)